

○笛吹市建設工事の設計及び契約変更事務処理要領

平成30年8月6日

訓令第18号

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いに関する事項を定め、契約事務の合理化を図るとともに、請負契約の双務性を維持しつつ、当該事務の透明性及び客観性の向上に資することを目的とする。

(適用)

第2条 この要領は、笛吹市発注の建設工事及び建設工事に関連する業務委託に適用するものとする。

(設計変更の定義)

第3条 設計変更とは、契約の目的を変更しない範囲で設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)を変更する場合において、契約変更の手続の前に、受注者と工事打合せ簿による協議により決定した設計図書の変更をいう。

(設計変更)

第4条 設計変更は、おおむね次の場合に行うものとする。

- (1) 設計図書が一致しないことが確認された場合
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があることが確認された場合
- (3) 設計図書の表示が明確でないことが確認された場合
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないことが確認された場合
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことが確認された場合
- (6) 発注者が必要と認めた場合

(設計変更に伴い契約の変更を要しない場合)

第5条 設計変更に伴い、契約の変更を要しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 設計数量に多少の差異があっても、設計表示単位の数位に満たない場合
- (2) 設計図書に一式と表示してあるもので、内訳や工法、数量等を問わない契約で、施工条件が変わらない場合

(設計変更に伴う変更金額の累計の範囲)

第6条 設計変更に伴う変更金額の累計の範囲は、当初の請負金額を増額する場合において、30パーセント未満とし、超える場合は別途契約によるものとする。ただし、次条第1項第3号の規定による協議を経て、市長の決裁を受けた

ものについては、この限りでない。

- 2 当初の設計金額が130万円以下の少額の工事については、変更後の請負金額が130万円を超えない場合に限り、当初の請負金額の30パーセントを超えて増額することができる。

(設計変更の手続)

第7条 次に掲げる設計変更については、あらかじめ工事打合せ簿に必要な資料を添付して部長に協議し、市長の決裁を受けるものとする。

- (1) 構造、工法、位置等の変更で重要なもの
- (2) 国庫補助事業等で国等の承認を必要とするもの
- (3) 前条に定める設計変更に伴う契約変更の範囲を超えるもの
- (4) 議会の議決を必要とするもの
- (5) その他協議が必要と認められるもの

- 2 前項以外の設計変更については、その必要が生じた都度、工事打合せ簿に必要な資料を添付し、速やかに決裁責任者の決裁を受けるものとする。この際の決裁責任者とは、設計変更に伴う変更金額の増額金額により、100万円未満は課長、100万円以上500万円未満は部長、500万円以上は市長とする。

- 3 議会の議決に付した契約について設計変更の生じたもの、若しくは設計変更により変更請負金額が議会の議決に付すべき契約に達するものについては、その必要が生じた都度、議会への経過報告を遅滞なく行うこと。

(契約変更の手続)

第8条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことを原則とする。ただし、構造、工法、位置等の変更で重要なもの以外の変更をしようとする場合にあつて、主要な工種の追加がないものは、工期の末までに行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。